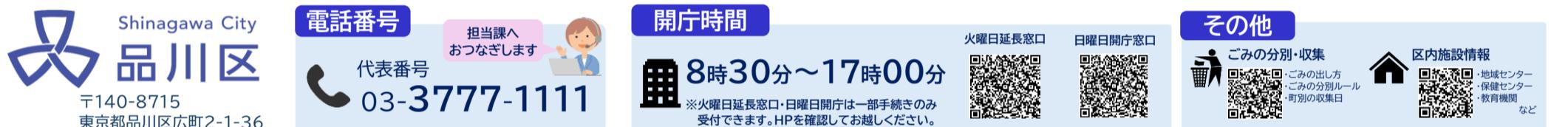


子ども	認可保育園へ入園を希望するお子さんがいる方 (転入前に入園申請済みの方)	・認可保育園の新規入園申請	・保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書 (転入に伴う申請書) ・保育を必要とする状況を証明する書類(父母分) 等	保育入園調整課 第二庁舎7階
	認可保育園に継続して在園を希望するお子さんがいる方	・認可保育園の継続入園申請	必要書類は右のページから取得できます 	
	認可保育園へ入園を希望するお子さんがいる方 (転入後に入園申請する方)	・認可保育園の新規入園申請	・入園申請書類一式 ・保育を必要とする状況を証明する書類(父母分) 等	
	認可外保育施設や私立幼稚園等に通う方	・認可外保育施設保育料補助金の相談・申請 ・私立幼稚園等補助金の相談・申請 ・子育てのための施設等利用給付認定申請	持ち物はありません。窓口にお越しください。	
	小学生・中学生のお子さんがいる方	・転校手続き(就学指定通知書の交付)	区役所への持ち物はありません。 前の学校で発行された「在学証明書」・「教科書給与証明書」は 区役所で発行する「就学指定通知書」と併せて入学する学校に提出してください。	
	小学校・中学校・義務教育学校の 転入学の相談を希望する方	・特別な理由により学区域の学校以外に入学を希望の方は、学務課学事係にご相談ください。		

税	特別区民税・都民税・森林環境税の 口座振替を希望する方	・口座振替の申請	オンライン登録可能です。 その他の方法をご希望の場合 窓口にお立ち寄りください。 オンライン登録 可能な金融機関 オンライン登録は こちらから！	税務課 本庁舎4階
	原付バイク・小型特殊・ミニカーを所有している方	・所有申告(軽自動車税)	受付窓口でご相談ください。	
	軽自動車を所有している方	・軽自動車検査協会東京主管事務所でご相談ください		
	125cc超のオートバイを所有している方	・関東運輸局東京運輸支局でご相談ください		

その他	犬を飼っている方	・犬の登録の変更	前の住所地で発行された ・鑑札 ・狂犬病予防注射済票	生活衛生課 本庁舎7階 区内全ての地域センター及び 保健センターでも可能
		・マイクロチップを装着されている犬はWEB(環境省HP)で登録申請してください。 ・令和4年6月以降に購入された犬の登録変更はすべてWEBからの手続きとなります。 ・ただし、狂犬病予防注射済の届出は、年1回区役所への届出が必要です。		



最終更新:令和7年4月

手続きチェックシート

転入

1. 転入届 の提出が必要です。

《必要なもの》

- 前の住所で発行された「転出証明書」
- お持ちの方は「マイナンバーカード」または「住基カード」
- 外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

《期限》 住み始めた日から**14日以内**

《手続き場所》 品川区役所 議会棟3階 戸籍住民課
ただし以下の **一部地域センター** でも手続き可能です。

- ・品川第一地域センター(北品川3-11-16) TEL03-3450-2000
- ・大崎第一地域センター(西五反田3-6-3) TEL03-3491-2000
- ・大井第一地域センター(南大井1-12-6) TEL03-3761-2000
- ・荏原第一地域センター(小山3-14-1) TEL03-3786-2000
- ・荏原第四地域センター(中延5-3-12) TEL03-3784-2000
- ・八潮地域センター(八潮5-10-27) TEL03-3799-2000

2. 必要な方は 次の手続き も忘れないに。

※よくある手続きを中心に掲載しています。
※必要書類が揃っていない場合は再来庁いただく場合があります。
お忘れのないようお願いします。

他の手続きは内側にあります

★本人確認書類

区役所での手続きは本人確認書類の提示が必要です。

1点でOK	 □運転免許証 □マイナンバーカード	必ず持ってきてね！
もしくは		 □パスポート □障害者手帳
 □公文書		□健康保険証 □年金手帳
 □年金証書		□介護保険証 □学生証
 □公文書		□顔写真付きの社員証・学生証 □年金手帳

◆健康保険資格の分かるもの

保険資格の確認が必要な手続きでお持ちください。

1点でOK	 □資格確認書 □健康保険証	 □資格情報のお知らせ □マイナポータルの資格情報ページ
--------------	----------------------	------------------------------------

代理人の場合は

□代理人の方も本人確認書類が必要です。
□本人との代理関係により必要な持ち物が異なります。事前に担当課へご相談ください。

転入に関する主な手続き

●一部地域センター

表面の6地域センターでも手続き可。

▲各保健センター

品川・大井・荏原保健センターでも手続き可。

★本人確認書類

表面の★マークをご覧ください。

◆健康保険資格の分かるもの

表面の◆マークをご覧ください。

手続き完了後ご自身で
チェックしてください。

	あてはまる方は世帯にいますか？	必要な手続き	必要な物	本人 チェック	受付窓口
戸籍 ・ 住 所	マイナンバーカード のいずれかをお持ちの方 住民基本台帳カード	・登録住所の変更手続き	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード		戸籍住民課 議会棟3階 ●一部地域センター
	前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	・マイナンバーカードの再申請	★本人確認書類		
	印鑑登録が必要な方	・印鑑登録 ※手数料がかかります。 ★本人確認書類の条件を満たさない場合には、一時受付となり、後日再来庁が必要です。	・登録する印鑑 ・来庁する方の★本人確認書類のうち1点で確認ができる顔写真付きのもの		

↓資格確認書・受給者証・認定証等は、後日郵送となります。発行を急ぐ場合は国保医療年金課までお立ち寄りください。

	国民健康保険に加入する方				
健康 保 険 ・ 年 金	69歳までの方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書等の交付	・★本人確認書類のうち1点で確認ができる顔写真付きのもの ・マイナンバーの分かるもの		国保医療年金課 本庁舎4階 ●一部地域センター
	70歳から74歳までの方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書等の交付	上記に加え (お持ちの方)負担区分等証明書		
	転入日以降に勤務先の 健康保険の資格が切れた方 資格喪失日より14日以内	・国民健康保険の加入 ・資格確認書等の交付	・勤務先の健康保険の資格喪失証明書		
		・国民年金の加入(20歳から60歳未満)			
	世帯に後期高齢者医療制度の 加入者がいる方	・保険料の軽減有無確認	(お持ちの方)・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票		
	各種認定証が必要な方でマイナ保険証 の利用をしていない方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証の申請	・資格確認書		
	特定の治療を受けている方	・特定疾病療養受療証の申請	・資格確認書等 ・医師の証明書等		
	都外から転入し後期高齢者医療制度に加入している方				
	75歳以上の方	・後期高齢者医療資格確認書等の交付	手続き不要です。 1週間程度で郵送します。		国保医療年金課 本庁舎4階
	65歳から74歳の方	・後期高齢者医療資格確認書等の交付	(お持ちの方)・障害者手帳等 ・負担区分等証明書		
	特定疾病療養受療証をお持ちの方	・特定疾病療養受療証の申請	前の住所地で発行された特定疾病療養受療証		
	年金を受給中の方	・年金の住所変更手続き	自動更新されますので手続き不要です。		
介護	65歳以上で要介護認定を受けたことがない方	・介護保険の加入手続き	手続き不要です。 後日、新しい介護保険証を郵送します		高齢者福祉課 本庁舎3階
	前の住所地で要介護認定を受けていた方	・要介護認定の継続申請	・★本人確認書類 ・(お持ちの方)介護保険受給資格証明書		
障害者 ・ 医療費 助成	身体障害者手帳をお持ちの方	・身体障害者手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・マイナンバーの分かるもの ・代理人が手続する場合は代理人の★本人確認書類		障害者支援課 本庁舎3階 ▲各保健センター
	愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方	・愛の手帳(療育手帳)の住所変更 都内転入者のみ必要	・愛の手帳(療育手帳) ・マイナンバーの分かるもの ・代理人が手続する場合は代理人の★本人確認書類		
	障害・難病等に係る手当を受給している方	・住所変更、その他手続き	・身体障害者手帳 ・愛の手帳(療育手帳)		
	心身障害者医療費助成を受けている方(マル障)	・住所変更、その他手続き	受付窓口でご相談ください。		
	障害者(児)サービス受給者証をお持ちの方	・住所変更、その他手続き			
	自立支援医療受給者証(精神通院)または 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・住所変更、その他手続き	各保健センターへお問い合わせください。 ※特定医療費(指定難病)受給者証および一部の (都)医療券は保健予防課(本庁舎7階)でも確認できます。		
	特定医療費(指定難病)または 小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちの方	・住所変更、その他手続き			
	(都)医療券をお持ちの方	・住所変更、その他手続き			
子ども	妊娠中の方	・妊婦健康診査受診票の交付(転入届出) 都内から転入の場合は前住所の受診票をそのまま使用できます ・妊婦のための支援給付認定申請 都内・都外転入に関わらず手続きが必要です	・親子健康手帳(母子健康手帳) ・前住所地の妊婦健康診査受診票		健康課 本庁舎7階 ▲各保健センター ●一部地域センター
	0歳～就学前のお子さんがいる方	・乳幼児健診(6～7、9～10ヶ月)の受診票交付申請 都内から転入の場合は前住所の受診票をそのまま使用できます ・予防接種等の相談 ・予防接種予診票の交付申請 前自治体で発行された予診票は使用できません	各保健センターへお問い合わせください。 ・右記から予防接種予診票の オンライン交付申請が可能です。 ・窓口で申請の場合は母子健康手帳を お持ちください。 		
	0歳～高校生年代のお子さんがいる方	・児童手当の申請 ・必要な物が揃っていないなくてもお立ち寄りください。 ・転出予定日の翌日から数えて15日以内に申請が必要です。 ・公務員世帯の方は勤務先へ申請してください。 ・申請者の状況により追加の書類が必要なことがあります。	・請求者(所得の高い方)名義の金融機関口座が 分かるもの		
	ひとり親家庭等に該当する方	・児童扶養手当、児童育成手当、 ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	・★本人確認書類 ・お子さんの◆健康保険の資格がわかるもの		
	障害のあるお子さんを養育している方	・障害手当、特別児童扶養手当の相談・申請	受付窓口でご相談ください。		

	妊娠中の方	・妊婦健康診査受診票の交付(転入届出) 都内から転入の場合は前住所の受診票をそのまま使用できます ・妊婦のための支援給付認定申請 都内・都外転入に関わらず手続きが必要です	・親子健康手帳(母子健康手帳) ・前住所地の妊婦健康診査受診票		健康課 本庁舎7階 ▲各保健センター ●一部地域センター
	0歳～就学前のお子さんがいる方	・乳幼児健診(6～7、9～10ヶ月)の受診票交付申請 都内から転入の場合は前住所の受診票をそのまま使用できます ・予防接種等の相談 ・予防接種予診票の交付申請 前自治体で発行された予診票は使用できません	各保健センターへお問い合わせください。 ・右記から予防接種予診票の オンライン交付申請が可能です。 ・窓口で申請の場合は母子健康手帳を お持ちください. 		健康課 本庁舎7階 ▲各保健センター
	0歳～高校生年代のお子さんがいる方	・児童手当の申請 ・必要な物が揃っていないなくてもお立ち寄りください。 ・転出予定日の翌日から数えて15日以内に申請が必要です。 ・公務員世帯の方は勤務先へ申請してください。 ・申請者の状況により追加の書類が必要なことがあります。	・請求者(所得の高い方)名義の金融機関口座が 分かるもの		保健予防課 本庁舎7階
	ひとり親家庭等に該当する方	・児童扶養手当、児童育成手当、 ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	・★本人確認書類 ・お子さんの◆健康保険の資格がわかるもの		子育て応援課 本庁舎7階